

全府民の世論と運動で大型店の進出は規制できる
（見解）

見解

一九九三年二月二十六日 日本共産党京都府議会議員団

今京都では、JR京都駅ビルへの伊勢丹の進出計画をはじめ、百貨店、スーパーの進出、増床計画が相ついでおり、このままいけば商店街・小売市場に壊滅的な打撃を与えることになる。また交通問題、環境破壊など府・市民の生活にも重大な影響をもたらすことになる。それだけにいま、府・市民、中小業者が団結してたたかう条件は十分ありますから、大型店の進出は規制することができる。

大型店進出で、商店街の破壊が進む京都の現状

いま不況の上に、大型店の進出で京都の商店街・小売市場・小売店の悲鳴が渦巻いている。

託による小売市場連合会の調査でも、最近四年間で大型店の進出と地価高騰を主要原因として、小売市場四つに一つが閉店、廃止に追い込まれ、小売店、専門店の一四%が廃業、倒産している現状である。

このようになり大型店の進出で、中小売店、商店街、小売市場ではお客様が大幅に減り、あちこちで店じまいに追い込まれている。また空き店舗が平均で一割を超え、歯抜け状態が広がっている。それが街の活気を奪い、消費者を

も不便にし、街ごわしへとつながっていく。いま計画されている第一種、第二種あわせて三十店以上、増床面積約四十万平方メートルを上回る出店、増床計画はこれを更に促進激化させるものである。

京都商店街振興組合連合会がおこなった「大規模小売店舗出店に伴う商店街への影響度調査」でも、このことが明確に予測されている。例えば、大型店の進出計画の面積が三割カットされても、六年後には、生鮮食品などの買物客が、北区新大宮商店街で三八・六%減、下京区七条千本商店街で三四・七%減、伏見区大手筋商店街で二二・三%減となり、衣料・電気製品などでは、北区新大宮商店街で四四・六%、七条千本商店街で、ほぼ一〇〇%きく減少するという予測結果になつてゐる。

の出現、進出の中で、「流通革命」が叫ばれたりしたが、その度に団結の力と業者の努力で切りぬけてきた。(一) 危機は中曾根自民党政権の「民活路線」で加速 アメリカ・レーガン大統領（当時）による「小さな政府」「強いアメリカ」、多国籍企業の猛烈な利潤追求を擁護する「自由放任主義」は、財政・貿易赤字の拡大、深刻な不況、中産階級の没落、貧富の差の拡大など、社会的矛盾の一層の激化をもたらしたが、アメリカに追随する中曾根内閣の臨調「行政改革」、「民間活力導入・規制緩和」の路線も、日本で同じ矛盾と危機を生み出した。

今日の危機をもたらしたアメリカ言いなり、大資本中心の自民党政治これに追随してきた

自民黨府・市政

（大店審）による京都の四百貨店の出店・増床計画に対する最終答申は、中々小売店・商店街の危機に追いつきをかけるものとなつた。今までスーパー

當業不振に拍車がかかり、これが悪循環となって、中小小売店は日立つて減少、商店街、小売市場に空地、空き店舗が増加しだしたのである。

(二) 日米構造協議による大型店の規制緩和

社会的、経済的危機からの脱出と、多国籍企業の要求に基づくアメリカ政府の圧力によって、九〇年五月、自民党政府はそれまで無制限だった大型店の出店調整期間を一年半とする大店法の規制緩和通達を出し、六月の日米構造協議でこれを一層推進することを約束した。九一年五月には十七年間にわたり中小小売業者やまちを守ってきた大店法が、①事前説明、地元合意、商調協による調整などの廃止、②出店調整は通産省直属の大店審に一本化し、期間は一年以内とする内容に改悪された。その結果一年余りの間の出店表明、届出、調整を終了した第一種大型店の合計は店舗面積ともに過去十年間の実績を上回る出店ラッシュとなつた。この改悪大店法は九二年一月末に施行された。

奈良檍原に出店したトイザラスのオープニングに出席のため来日したブッシュ大統領（当時）がヘリコプターから御所に降りた第一声が「大店法の改正を高く評価する」であつたことがこれらの経過の本質を端的に示している。

(三) 自民党政府市政の露骨な大企業中心

の商工行政

鰐川民主党政時代、京都の商工行政は、全国の商工行政の灯台として、無担保、無保証人融資制度や組合低利融資制度の創設、府中小企業総合指導所による経営・技術の総合的な相談指導や中小企業への官公需発注の拡大など、

(四) 自治体を取り込む大型店の新たな戦略

中小企業を主人公とした数々の施策によって全国をリードした。民主党政でも、七七年中小小売業者の要求に応えた大型店の進出を規制調整する指導要綱を実施、八一年三月には京都市議会による「スーパーなど大規模小売店舗の出店凍結宣言」が、中小商工業者と住民の団結で実現された。更に民主党政と連携した中小企業本位の行政が積極的に進められた。

しかし七八年林田自民党政に変わり、京都市でも今川市政が変質して以後、京都の商工行政は一変した。八九年の京都府「産業活性化ビジョン」は、大型店との共存共栄をうたうことでの大型店容認を鮮明にした。また無担保無保証人融資の限度額は、十三年間も三百万円に据え置かれるなど、全国の後進県になってしまった（新年度四百五十万円に引き上げの予定）。その上、商店街振興組合連合会の「大型店出店による影響度調査」は、既存商店街のあまりにも大きな被害を明らかにしたため、府はその発表を中止させてしまつた。これは府の商工行政が大企業、大型店中心の行政に転換していること

を自ら暴露したものであった。府市が推進する伊勢丹百貨店の京都駅ビル出店が引き金となつた大丸、高島屋、京都近鉄をまきこんだ百貨店戦争はこの中で始まつた。

大型店は大量の商品を安く売ることを看板にして、消費者を集めていた段階から、ターミナルまたは大駐車場で集客力を高めるだけでなく、文化施設からスポーツ、遊技施設まで併設することで、より多くの客を全面的に吸引

する戦略を展開するようになつた。最近ではこれを一層大規模化させただけでなく、国や地方自治体の財源や施策もとりこみ利用しだした。府が国府跡につくられた丹後郷土資料館を阪急資本を誘致する文化施設として、丹後リゾート地に移築しようとした同じことが、いま都市部でもすすめられている。

主要ターミナルには必ずスーパー、百貨店を核とした大規模商業施設を据えるとともに、地方自治体自身が文化、教育、福祉施設を併設して、大型店の増床計画は、申請面積が三割カットされた場合でも、全市平均で食品など最新品で三〇%のお客が、衣料品、電化製品など買い廻り品では三八%のお客

(一) 中小小売業者の驅逐は街ごわしに

京振連による大型店の影響調査によれば、伊勢丹などいま進行中の出店、

増床計画は、申請面積が三割カットさ

れた場合でも、全市平均で食品など最

寄品で三〇%のお客が、衣料品、電化

製品など買い廻り品では三八%のお客

が新增設の大型店にとられるという深

刻な影響をもたらす。

すでに小売業者が廃業に追い込まれた商店街では空き店舗、空地が目立ち、

まちの活気は目に見えて落ちている。

それは小売店舗が街の顔であるとともに

に、京都産業の一つの特色である職住

一体の地域の産業だからでもある。そ

の集客力を高める施設をつくるうと

つては特色のない街となるどころか、

街そのものが壊されていく。これでは

住民も消費者もたまたものではない。

小売店の危機に追いつきをかけ、新たな矛盾を生む百貨店の新增設

大型店相互の競争の中での出店は、国や地方自治体を利用し、癒着した形で一層大規模化しようとしている。しかし大企業中心のこうした露骨なやり方は、中小企業だけではなく、地域住民、国民各層との矛盾を一層激化させようとしている。

一方で、中小企業中心のこうした露骨なやり方は、中小企業だけではなく、地域住民、国民各層との矛盾を一層激化させようとしている。

(二) 大型店は活気どころか、交通混亂、生活環境の破壊、教育環境の悪化を

もたらす

大型店の出店で、交通渋滞や事故の多発、生活道路への車の割込み、また、それによる大気汚染や騒音などの公害による生活環境の破壊、更に子どもの教育環境の悪化などで、住民を地域から追い出すことになる。このため、これを規制する動きが全国的にも具体化しつつある。例えば、政令指定都市仙台市のある宮城県は、既に「大型店出店に伴う交通処理要綱」を定め、「現状より交通状況を悪化させない」とことを原則に、三条申請の時点で事前調整を行い、強力な指導を行っている。このことも影響し、出店をとりやめた大型店もでているという。また、高槻市では環境影響評価指標要綱で、大型店の新增設もその対象に加えている。

(三) 大型店の規制は世界の常識

いま大型店の出店自由化が時の流れのように宣伝されているが、全く逆である。フランスやイタリアでは出店許可制をとつており、イギリスや西ドイツでは都市計画で出店を規制している。日本に大型店の出店規制の緩和を強要するアメリカですら、州の環境保護法で、すべての大型建築物については、交通への影響、大気汚染など都市環境の影響についてのアセスメントが義務付けられている上、地方自治体のゾーニング（地域ごとに開発や用途を規制する地域制）規制が適用されている。日本ほど大資本にとっての天国はない

のである。

四 商店街、小売市場こそまちづくりの先頭に

大企業の目に余る横暴の中で、「大型店の改悪に反対する気力を失った」との声もある。しかし大型店の出店、増床に伴う新たな矛盾の中で、住民の反発も高まっている。大型店は「便利でやすい」という消費者の期待も薄らぎ、交通環境問題などの苦情が強く出てきている。商店街、小売市場が消費者の立場にたった商業活動を再構築するとともに、各商店街、小売市場こそが積極的にそれぞれの特色ある魅力づくりの中でも、核となる施設を地域の人々と共にして、府・市に要求し、新しい街づくりをすすめるべきである。

文化、教育、スポーツ施設は、その街の顔であり、地元に密着した商店街、小売市場に併設されてこそ、似つかわしいし、地域の真の活性化にもつながる。小売業者や商店街、小売市場が地域住民の交通問題、生活、教育環境をよくしたいと言う要求と一緒にとなって、大型店規制の運動をすすめるなら展望は必ず開かれる。

今、不況の下で百貨店の売り上げが大幅にダウンし、構造的不振と相まって、大丸が山科駅前、高島屋が京阪浜大津駅前への出店計画を断念するという状況も生まれている。同じ様に、全国各地で進出計画の変更が相ついでいる。商店街、小売業者、住民が団結の

力を發揮するなら、大型店進出を阻止する絶好の機会でもある。

街壊し、環境破壊から『ふるさとの街』守る全

府民的な運動で、大型店規制を

事態の進展はいまや、商店街・市場を中心とする中小小売商業者の死活の問題に留まらず、伝統、地場産業はじめ、業態の如何にかかわらず、『まち』

を構成してきた全ての住民にとって、『わがまち』『ふるさと』を大手企業にあけ渡すのかどうかに係る重大な問題である。

いまこそ、街ごわし、環境破壊からくるさとの街を守る全府民的運動を開き、大型店の進出を許さない闘いが、求められている。

一、国に対し、中小企業に重点をおいた不況対策を要求するとともに、大型店を規制し、出店調整を実効あるものにするよう要求する。

① 大店法を抜本的に見直し、市場環境は勿論、交通環境、教育環境、都市計画などを考慮に入れた総合的規制強化をはかること。

② 商業集積法の適用を地元商店街、小売市場を対象にしたものに改正すること。

③ 勤労者への二兆円所得減税を実施することとともに、消費税は廃止すること。

と。さし当たり、飲食料品への消費税の廃止を即刻実施すること。

④ 商店街、小売市場などの近代化のための高度化資金貸付制度を大幅に拡充し、無利子枠、貸付限度額ともに拡大すること。無担保無保証融資の裏付けとなる中小企業信用保険法の特別小口保険の限度額を一千万円に引き上げること。

⑤ 中小企業に対し、休業補償制度を創設すること。

二、京都府、市（市町村）に対して、いまこそ自民党の悪政から地域住民の営業と暮らしを守る『防波堤』の役割を發揮し、緊急対策を講じよう要求する。

① 大型店の出店及び増床に伴う「交通・環境指導要綱」の制定を求める。その際、大型店の新增床を環境影響評価の対象にし、周辺への消費影響に対応する行政指導方策を明確にさせる。また環境対策、教育問題などの総合的観点から適切な指導と対策を講じること。

② 商店街、市場などに対して、共同施設補助を大巾に拡充し、空き店舗などについては、行政による先行取得貸与の制度で応えるよう要求する。商店街、地域住民が要求するカルチャーセンター、コミュニティセンターなど文化・教育、スポーツ施設の建設を積極的に促進すること。

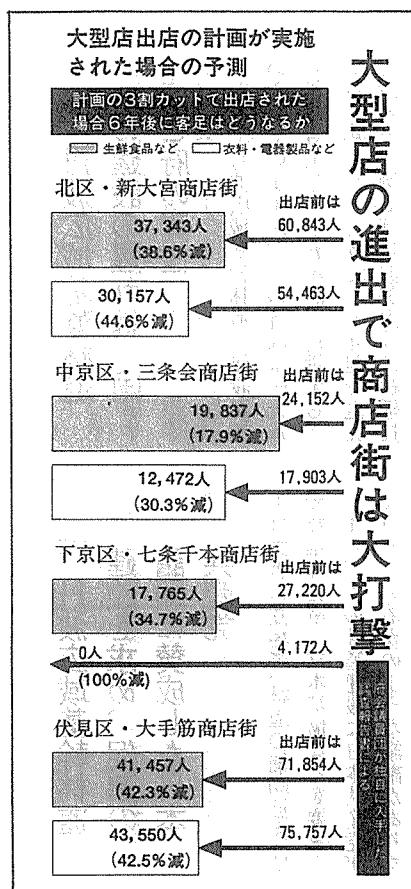
③ 中小業者支援の為、無担保無保証

人融資の限度額を一千円に、さし当たり六百万円まで引き上げるとともに、不況対策緊急融資については、無担保、無保証、無利子、長期の制度として延長、拡大し、すべての業種を対象とすること。

- (4) 組織強化低利融資の金利を少なくとも不況対策緊急融資まで引き下げるとともに、融資枠、限度額を引き上げること。

- (5) 国民健康保険制度に、中小業者の休業補償制度を確立すること。また固定資産税、都市計画税や国保料の引き下げ、減免などを行うこと。

日本共産党府議会議員団は、大企業奉仕の自民党政（市）政から、府（市）が主人公の地方政治を確立し、大型店の進出、横暴を抑え、商店街、小売市場を守り、京都の中小商業の振興と日本の顔京都を守り発展させるため、引き続き全力で奮闘するものである。



北山杉などの雪害対策に関する申し入れ

1993年2月8日

日本共産党京都府議会議員団

団長 西山 秀尚

京都府知事 荒巻禎一殿

2月2日の大雪による林業被害は、現段階の発表でもすでに、北山杉の倒木が5万本以上、7億円以上にものぼり、今後調査がすすむにつれて実態が明らかになれば、さらに大きくなると予想されます。

わが議員団は、直ちに現地調査をおこないましたが、一昨年につづく雪害で、森林所有者の中には、「雪に強い苗の育成が必要」などの意見が出され、また、加工業者からは「2年前の特別融資の返済期限が今年で困っている」などの要望が出されました。

そこで、次の点について、格別の努力をされるよう申し入れるものです。

- 1、今回の雪害に対する対策として、特別融資を検討するとともに、2年前の雪害対策融資について、返済期限を延長するなど、関係者の要望に応える施策を実施すること。
- 2、伐採・搬出や植林など復旧にかかる事業にあたっては、特別の指導・援助をおこなうこと。
- 3、森林組合を中心に実施されている被害実態調査の活動を援助し、適切な対処をすること。
- 4、雪に強い苗の開発のための研究をすること。

以上